

新型コロナウイルス感染症の影響による 特例貸付（緊急小口資金）の郵送での申請について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年4月30日から、緊急小口資金の特例貸付については、原則、郵送による申込方法に変更します。

郵送での申請は、以下のとおりの手続きとなりますので、ご確認のうえ借入申込書類をお送りいただきますようお願いいたします。

なお、申請に際しては、次の事項をご了承のうえ、お申し込みくださいますようお願いいたします。

- 1 この資金は、新型コロナウイルス感染症の影響により、収入減少があった世帯で、当座の生活を維持していくための費用として借入することができます。ただし、一世帯で貸付限度額の20万円を超えてのお申込みはできません（20万円を超えての申込みが確認された場合は、いずれの貸付も行わない、又は既に借入れた金額を返金していただきます。）。
- 2 今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、収入が減少した世帯が貸付対象です。（収入は減少していないが、支出のみが増となった世帯については、対象となりません。）
- 3 生活保護を受給している方は貸付の対象となりません。
- 4 借入申込は、借入を希望する本人のみが行うことができます。
- 5 虚偽などの不正が認められた場合は、借入申込書を受理しません。
- 6 郵送申請は、お住いの市町社会福祉協議会に書類が到着し、内容の確認を行い、香川県社会福祉協議会へ送付して受理された後、受理した日を含めて4営業日目の入金予定です。
- 7 書類に不備があった場合は、電話で内容を確認し、再度提出いただくことがあります。
- 8 借入希望額は、申請内容の確認において、変更決定する場合があります。

1 申請書類について

(1) 必要書類は、ホームページからダウンロードしてご使用いただけます。

【香川県社会福祉協議会ホームページ】

<http://kagawaken-shakyo.lekumo.biz/topics/2020/04/post-ee95.html>

(2) ダウンロードできる環境にない方は、お住いの市町社会福祉協議会へ取りに行ってくださいか、市町社会福祉協議会にお電話いただければ郵送いたします。

(3) いずれの様式も記入例を参考に作成してください。

(4) 記入もれ、押印もれがないか、再度チェックをお願いします。

(5) 次の2の①～⑧の書類を、封筒に入れ、**普通郵便（配達確認が必要な方は書留）**にて、お住いの社会福祉協議会に郵送してください。

2 必要（送付）書類について

- ① 緊急小口資金特例貸付 借入申込書
※太枠内を自筆でご記入ください。
- ② 緊急小口資金特例貸付 借用書
（氏名の右側に押印あり）
※太枠内を自筆でご記入ください。押印は認印で可。
※住所・氏名は住民票どおりにご記入ください。
- ③ 緊急小口資金特例貸付に関する重要事項説明書
（最後に署名・押印あり）
※下の部分に自筆で住所・氏名をご記入ください。押印は認印で可。
※住所・氏名は住民票どおりにご記入ください。
- ④ 収入の減少状況に関する申立書
（最後に署名・押印あり）
- ⑤ 確認チェックリスト
- ⑥ 本人の身分証明書（運転免許証、パスポート等の公的証明書）の写し（コピー）
- ⑦ 振込を希望する口座預金通帳かキャッシュカードの写し（コピー）
※通帳の場合、銀行名・支店・口座番号・名義の分かるページの写し
※通帳は借入申込者と同じ口座でお願いします。
- ⑧ 住民票の原本（世帯人数確認のため、世帯全員分記載のものがが必要です。発行日から3か月以内のもの）

●申込書類送付（お問い合わせ）先について

電話でのお問い合わせ時間 9：00～16：00（土日・祝日除く）

【お住まいの市町社会福祉協議会】 ※ 郵送での申込書類の送付先
丸亀市社会福祉協議会 〒763-0034 丸亀市大手町二丁目1番7号
電話：0877-22-4976

●全国のコールセンターと香川県内のお問い合わせ先について

【特例貸付全般のお問い合わせ先】 ※一般的な貸付内容の説明となります。

【個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター】
電話：0120-46-1999 受付時間 9：00～21：00（土日・祝日含む）

【香川県内のお問い合わせ先・香川県社会福祉協議会 福祉資金室】
〒760-0017 高松市番町1-10-35
電話：087-861-5613 お問い合わせ時間 9：00～16：00（土日・祝日除く）